

【(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ケアサービス ふたくち屋 料金表】

計算方法:1単位=10円

(1割負担の方は×1の金額 ・ 2割負担の方は×2の金額 ・ 3割負担の方は×3の金額 が料金となります)

(1月あたりの単位)R6.6.1～

算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 自己負担額	3,450 単位	6,972 単位	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
初期加算	30単位(1日あたり) 登録した日から起算して30日以内の期間についてのみ加算されます。						
※ 認知症加算(Ⅲ)	760単位 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算されます。						
※ 認知症加算(Ⅳ)	460単位 要介護2に該当し、かつ認知症日常生活自立度Ⅱの方に加算されます。						
※ 看護職員配置加算(Ⅰ)	900単位 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。						
※ 看取り連携体制加算	64単位 本人・家族の希望により看取り期における介護を行った場合(死亡日及び死亡日以前30日以下)に加算されます。						
※ 訪問体制強化加算	1,000単位 訪問サービスの提供にあたる常勤職員を2名以上配置している場合に加算されます。						
総合マネジメント体制強化加算	1,200単位 介護職員や看護職員等の多職種協働により随時個別サービス計画の見直しを行い、住まいの地域における多様な活動が確保できる体制の場合に加算されます。						
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750単位 介護職員における介護福祉士が占める割合が、一定基準以上(70%以上)を満たした場合に加算されます。						
若年性認知症利用者受入加算	800単位 若年性認知症利用者の方に加算されます。						
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション事業所のリハビリ専門職の助言等に基づき、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に加算されます。						
生活機能向上連携加算(Ⅱ)							
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位 介護職員や看護職員等が口腔・栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合に加算されます。						
科学的介護推進体制加算	40単位 利用者ごとの身体状況、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報活用している場合に加算されます。						
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記の合計単位数の14.9%が加算されます。						

いずれか

いずれか

※の各加算は要介護者のみ、対象となります。

宿泊費	2500円(1泊あたり)
食費 (昼食)	600円(1日あたり)
食費 (朝食・夕食)	800円(1泊あたり) ※朝食のみの場合 300円、夕食のみの場合 500円
教養娯楽費	100円(1日あたり)

※ その他、消耗品(紙おむつ、尿とりパットなど)や必要物品は実費相当の金額を請求させていただきます。